一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　令和　8年　10月　1日～令和　11年　9月　30日までの3年間

2．内容

目標1：育児休業等を習得しやすく、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備する。

＜対策＞

●令和８年10月～　育児・介護休業制度等について社員への周知を行う。

●令和８年10月～　育児休業等の取得希望者が安心して休業できるよう、業務の引継ぎや分担方法を検討する。

●令和８年10月～　育児休業から復帰する社員が円滑に職場復帰できるよう支援する。

目標2：男女ともに育児休業取得率100%を目指し、対象となる社員について1か月以上の育児休業取得を推奨する

＜対策＞

●令和8年 10 月～　育児休業制度について社員への周知を行い、対象となる社員に対して1か月以上の育児休業取得を推奨する。

●令和8年 10 月～　育児休業取得希望者が安心して休業できるよう、業務の引継ぎや分担方法を検討する。

目標3：社員が仕事と家庭生活を両立できるよう、時間外労働の削減や業務の効率化を進める。

＜対策＞

●令和8年10月～　業務内容や業務量を見直し、業務の共有・分担を進める。

●令和8年10月～　効率的な業務の進め方を検討し、時間外労働の削減を図る。